

令和3年3月2日

亀井委員

先行会派のしきだ委員の質疑を聞いていて、神奈川県感染症対策協議会を複数回傍聴している中で、何も分かっていない状態で傍聴していたと反省しました。基本的なところについて再度質問することになるかもしれませんが、復習をさせていただければと思います。

神奈川県感染症対策協議会は、何をよりどころに設置をされているのでしょうか。

感染症対策担当課長

協議会は、感染症に関する情報の把握や初動体制等、緊急時の予防体制を整備し、県内における感染症の蔓延防止の対策を協議することを目的としており、感染症対策協議会の設置運営要綱を設け、これに基づいて実施しています。

亀井委員

協議会は協議をする組織であり、決定する組織ではないということによいのですか。

感染症対策担当課長

おっしゃるとおりです。

亀井委員

協議会を複数回傍聴していますが、オンライン会議なので画面上でのやり取りが中心です。オーディエンスの質疑、意見の交換がある程度出尽くした、もしくは統括官の最後のコメントの後、傍聴者には何かを決定したという雰囲気伝わってきます。プロセスが曖昧で、分からないうちに決定していると思いますが、いかがですか。

感染症対策担当課長

協議会は協議の場なので、事務局で現在感染対策として課題としているものを議題として素案をつくり、議論していただいています。有識者の先生方などの御意見を頂戴する協議の場と考えています。

亀井委員

方向性なので、まだ固まっていない段階だから非公開にする必要があることも多々あると思うので、会議の後は迅速に議事録を公開する必要があります。人権の中で、一番大切な項目に知る権利があるので、知る権利を具現化しなければなりません。医療危機対策本部室長はどのように考えますか。

医療危機対策本部室長

あくまで神奈川県感染症対策協議会は意思決定の機関ではないということを前提に考えると、先ほどの先行会派の答弁でも申しましたが、新しい情報をきちんと伝える、議論した結果を迅速に公表することが大きな前提になると思います。また、協議会の結果がダイレクトに施策化されるのではなく、あくまで予算、議会があり、議決に基づいて県の施策が進められているという大きな前提に立って、県議会の意見を踏まえた上で進めることを考えなければならないと考えています。

亀井委員

おっしゃるとおりだと思います。何回も言うようですが、議論でのプロセスを傍聴者が不審に思わないような運営が必要だと思います。ぜひ気をつけて進めていただきたいと思います。

次に、E P Aの外国人看護師候補者支援ですが、介護福祉士の支援で予算が計上されているので、何点か伺います。

経済連携協定のE P Aに基づく外国人介護福祉士候補者は、どのような仕組みで受け入れられるのか、基本的なところを確認します。

地域福祉課長

経済連携協定は、協定を結んだ2国間の間で人、物、金、サービスの移動を促進させる目的のものです。外国人介護福祉士候補者とは法的な枠組みの中で、特例的に在留資格を与えて受入れを行っているものです。

E P Aに基づく介護福祉士候補者の受入れについては、インドネシア、フィリピン、ベトナムとの3か国との間で実施しており、日本に来られた外国人介護福祉士候補者の皆様は4年間介護施設等で就労しながら研修等を行い、最終年度の4年後には介護福祉士の国家資格を受験する制度です。

こうしたことから、県としてはできるだけ多くの候補者の皆様が国家試験に合格できるよう、学習支援を行っているものです。

亀井委員

今日は両局合同なので、同じくE P Aの看護師候補者はどうですか。

保健医療人材担当課長

目的はほぼ同じですが、介護福祉士は4年目に国家試験を受験します。一方、看護師は母国で看護師免許を持っているので、日本に来てから3年間まで滞在でき、その間に3回まで看護師の国家試験を受験することができます。

亀井委員

介護福祉士国家資格取得を目指す候補者に学習支援を行うことで、資格を取得していただくことが重要だということですが、今回の予算では1億円を超える予算が計上されています。本県でのE P A候補者の、合格者数と合格率について伺います。

地域福祉課長

平成20年度から令和元年度までに572名の候補者を受け入れております。このうち269名が受験し、166名が合格しています。また、累計合格率は61.7%で、全国のE P A候補者の平均の合格率45.1%を大きく上回る実績となっております。

また、日本人の受験者を含めた全体の合格率は70%前後であることから見ても、本県で受け入れている候補者の合格率は高いと考えております。

亀井委員

同じく看護師はどうですか。

保健医療人材担当課長

本県では令和元年までに55名を受け入れました。看護師の合格が27名、合格率は目標としている50%まであと僅かの49%です。現在研修中の15名は本年度国家試験を受験します。

なお、全国の令和元年度までの看護師候補者の受入れは1,421名で、国家試験合格は459名、合格率は32.3%ということで、本県の国家試験の合格率は高いと言ってよいと思います。

亀井委員

基本的なことですが、国家試験を看護師の場合は3年の間に3回、介護士の場合は4年後に試験を受け、残念ながら不合格になった方はどうなるのでしょうか。まず、介護福祉士候補者から伺います。

地域福祉課長

残念ながら国家試験で不合格になった場合は、基本的には母国に帰国されることとなります。一定の条件を満たす場合には、1年間滞在が可能になっており、5年目にもう一度、試験を受験することができます。

また、平成31年4月に新しくできた在留資格である特定技能1号を利用する場合で、EPAの介護福祉士候補者として学んだ4年間を生かして特定技能1号になる場合、技能試験及び日本語試験が免除されるため、新たな制度を使って、改めて5年間在留して介護現場で働くことは可能です。

保健医療人材担当課長

看護師の場合、3回国家試験不合格の場合は原則帰国になりますが、日本語の問題、あるいは看護師国家試験の成績によっては特例で1年間延長が可能となっております。

亀井委員

不合格の場合、1年延長はあるが、残念ながら帰国する場合があります。今年の試験は終わっているのですか。

保健医療人材担当課長

看護師の国家試験は今年2月に行われました。結果は、今月末になります。

地域福祉課長

介護福祉士試験の情報は、手元にないので後ほどお調べします。

亀井委員

介護福祉士の国家資格試験は令和3年1月31日に終わっています。

看護師の試験は令和3年2月14日に終わっています。コロナ禍で、高校受験、大学受験もそうですが、37.5度以上の熱が出て試験を受けられなかったとき、日本の大学や高校は追試がありますが、EPAの試験はどうなっているのでしょうか。今回受験できない人は不合格とみなして帰ってくださいと言われたら、何のために今まで予算計上していたのかと思います。今回、そのような事例を承知していれば確認したいと思います。また、そのような事態が発生したときに、帰国していただく事態になりますが、それについてどのように考えていらっしゃいますか。

地域福祉課長

コロナ禍で受験ができなかった候補者に対して、どのような措置が取られているかということは承知していません。先ほど申し上げたように、1年間の延長条件に合えば、翌年度の試験が受験できるということもあり、特定技能1号に移行された場合には、5年間受験のチャンスがあります。そのような制度も活用いただければと考えております。

保健医療人材担当課長

看護師の国家試験は1回のみで、追試はありませんでした。15名の方が受験されています。

なお、委員御指摘のとおり、コロナ禍、あるいは発熱等で受験できなかった場合に対して国にも要望していきたいと思っています。

亀井委員

ずっと勉強を続けていて、施設の方も一生懸命教えていたが、最後になって新型コロナウイルス感染症の影響で受験できず、帰国するという事は酷なので、ぜひ県として、国にしっかり要望していただきたいです。介護に関しても看護に関しても同じですが、ぜひお願いします。

既に入国している候補者の方々がおり、勉強していると思いますが、コロナ禍で学習環境が変わってきていると思います。どのような学習環境で、どのような課題があり、それに対してどう乗り越えていくのか、来年も同じようなことがあるかもしれません。今、どのように検討されていますか。

地域福祉課長

EPAの外国人介護福祉士候補者については、国家試験対策講座を県で実施しております。委員御指摘のように、コロナ禍で今年度は4月から教室で対面による授業を予定していましたが、これを一旦中止し、5月から通信教育という形で再開しました。しかし、通信教育ではどうしても学習の進捗状況に差が出てしまうので、7月から対面の授業を開始しましたが、候補者全員は介護現場で働くということで、段階的にZoom等を利用したオンライン授業を取り入れ、8月から遠隔授業で実施しています。

保健医療人材担当課長

看護師候補生は3施設に5名ずつ、15名が研修しております。オンラインと対面の授業を交互に行って、国家試験対策を行っております。

亀井委員

コロナ禍なので、オンラインと通信教育ということは仕方がないと思いますが、例えば、仲間と会えない通信教育やオンラインで実施すると、異国で友達に会えず勉強するという、精神的にも過酷な状況にあることを認識していただきたいと思います。それをフォローアップすることは行政の責任だと思うので、ぜひ、この問題に光を当てていただきたいと思います。

EPAの前提で言うと、EPAの介護福祉士と看護師の受入れは、経済産業省に言わせれば、人材不足で来てもらっているのではなく、経済協定が前提で来てもらっているとなっていますが、内実は違います。日本人の方々を募集しても人材が集まらないので、EPAの方々に仕事を担っていただくことを現場も期待しています。現場はより熱心に指導してくれると思いますが、学習環境の改善も図っていただきたいと思います。

最後に、ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組について、何点か伺います。

まず憲章の認知度は今年度の県民ニーズ調査で、前年度比7.2ポイント増の22.9%ということですが、年代別の認知度について伺います。

共生担当部長

全体が 22.9%で、年代別で 20 歳代以下は 15.0%、30 歳代は 20.2%、40 歳代は 19.3%、50 歳代は 21.3%、60 歳代は 26.4%、70 歳代以上は 29.7%となっております。

亀井委員

人口で言えば、年配の方々に周知したほうが広がるかもしれませんが、しかし、若い方々にどれだけ広げるかということが将来的な認知度につながると思います。若い方々に対する普及について、どのように考えていますか。

共生担当部長

お話のとおり、認知度の向上は県民ニーズ調査の年齢構成を考えると、中高年に力を入れるほうが認知度を引き上げる側面が強い傾向はあります。しかし、若い世代の方々は、今後の社会の中心的な担い手なので、そういった若い方々に対して、しっかりと憲章の理念を普及していくことは、ともに生きる社会の実現に向けて重要なことだと考えております。

亀井委員

具体的な取組について確認します。

共生担当部長

例えば、教育局と連携した、いのちの授業という取組で、いのちの授業大賞作文コンクールという取組を行っております。いのちの授業大賞作文コンクールは、県内全ての児童・生徒、つまり国立・公立・私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などを対象に実施しており、学校でのいのちの授業に加えて、家庭や地域において子供たちと大人が一緒に命に関わる中で感じたこと、考えたことを作文にして募集するものです。

若年層については、昨年度作成したロゴデザインの普及について、SNSを中心に普及に取り組んできた経緯があります。

亀井委員

作文が苦手な子供は多いです。インスタグラムに掲載して反響をもらうインフルエンサーは、写真が得意だと思います。15.0%という認知度の低さを改善する必要があるので、いろいろなことに取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

共生担当部長

いのちの授業については、作文コンクールをずっと続けています。いのちの授業の作文コンクールに、例えば、絵画や写真を載せたらどうかという御提案かと思いますが、これについては教育局とよく相談して、考える必要があると思います。教育局では、まず、作文コンクールの裾野を広げていきたいと考えているので、まず作文コンクールをしっかりと続けた上で、絵画についても別途検討してまいりたいと思います。

亀井委員

20 歳代以下は 15%、全体の数字も令和 2 年度で 22.9%、令和 4 年度が 50%という目標であり、目標達成のハードルは高いと思います。いろいろなことにチャレンジしなければ目標達成はできないと思います。県教育委員会の負担を考えるのも必要ですが、憲章の理念をしっかりと植え付けることを前提に考え

る必要があります。

次に、報告資料に鎌倉女子大学の学生による障害者当事者との交流を通じた理念の普及に関する企画発信がありますが、鎌倉女子大学のほかに、どのような大学と連携していますか。

共生担当部長

今年度、鎌倉女子大学のほかに女子美術大学とも連携しており、デザインについて、それぞれの人間が感じる個性について考えるところから、ともに生きる社会を考える取組を行っております。また、過去に関東学院大学とも連携した経緯があります。

亀井委員

例えば、神奈川県立保健福祉大学との連携はないのかと疑問に思います。リハビリテーション学科や看護学科もあり、憲章の理念を普及することでは、一番親和性がある大学だと思います。鎌倉女子大学と関東学院大学を否定するわけではありませんが、神奈川県立保健福祉大学のほうが親和性があり、より深く考えてくれる可能性があると思います。このことについて、考えを伺います。

共生担当部長兼共生社会推進課長

神奈川県立保健福祉大学と過去に連携したことはあります。個別の連携ですが、例えば、令和元年度の共生社会実現フォーラムで、神奈川県立保健福祉大学の学生ボランティアの方が、障害者の余暇の支援について、ブースで活動内容の展示を行ったことはあります。また令和2年度には、神奈川県立保健福祉大学の実践教育センターが実施する公開講座において、共生社会推進課の職員が憲章の理念を普及する取組を説明したり、あるいは県の共生社会アドバイザーでALS患者の方が、ロボットやICT導入で変わる医療、介護の現状に関して講演するという連携を行ってまいりました。そういった経緯もあるので、連携の芽はあると考えております。お話しいただきましたように、神奈川県立保健福祉大学の中に、様々な看護や社会福祉、リハビリテーションに関する学科があるので、連携は十分に有意義と思っております。今後も鎌倉女子大学のような連携について検討していきたいと考えております。

亀井委員

今の発言に対して、健康医療局としてはどのように考えていますか。

保健医療人材担当課長

神奈川県立保健福祉大学は看護学科、それから福祉、栄養と1学部4学科を持っておりますので、ぜひ協力してまいりたいと思います。

なお、保健福祉大学では県と共同でコロナの抗原検査の研究を開始しました。

また看護師向けにCOVID-19懇親会を開催しており、今後とも大学と協力して医療福祉の研究に取り組んでまいりたいと思います。

亀井委員

具体的にどういうことができるか、過去の実績をみて連携の芽があるということではなく、現在進行形として取り組まなければ、50%認知の目標は達成できません。しっかりと考えていただいて、行動につなげていただきたいことを要望して、質問を終わります。